

平成二十七年政令第二百六十八号

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（託送供給等約款の認可の申請の期限）

第一条 電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める日は、平成二十七年七月三十一日とする。

（最終保障供給に係る約款の届出及び離島供給に係る約款の届出の期限）

第二条 改正法附則第十条第一項及び第十一条第一項の政令で定める日は、平成二十七年十二月二十八日とする。

（みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条 改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の見事業 出	第七條第一 事業の許可を受けた日から十年（特定電気 事業法等の一部を改正する法律（平成 二十六年法律第七十二号。以下「改正法」 という。）第一条の規定による改正前の電気 事業法（昭和三十九年法律第七十号。以 下「旧電気事業法」という。）第三条第一 項の許可を受けた日（改正法の施行の日前に 旧電気事業法第八條第一項の許可であつて 供給区域の増加に係るものを受けた場合に あつては、当該許可を受けた日）から十年 その特定小売供給（改正法附則第十六條第 一項に規定する特定小売供給をいう。以下 同じ。）	特定小売供給
第七條第二 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業 者又は供給地点	供給区域、供給の相手方たる一般電気事業 者又は供給地点	指定旧供給区域
第七條第四 その事業	その特定小売供給	
第十條の見 事業	特定小売供給	
第十條第一 電気事業の 項及び第二	特定小売供給の	
第十條第三 第五條	改正法附則第十七條第二項	

第十一條 電気事業の 一項	地位	地位（特定小売供給に係る部分に限る。次 項において同じ。）
第十四條の事業 見出し	特定小売供給	
第十四條第 一項及び第 三項	特定小売供給の	
第十五條の事業の許可 見出し	小売電気事業の登録	
第十五條第 一項	特定小売供給を は、第三条第一項の許可	（改正法の施行の日前に旧電気事業法第八條 第一項の許可であつて供給区域の増加に係 るものを受けた場合であつて、当該許可に 係るその増加する供給区域であつて指定旧 供給区域である区域において特定小売供給 を開始しないときを除く。）は、改正法第一 條の規定による改正後の電気事業法（以下 「新電気事業法」という。）第二条の二の登 録
第十五條第 二項	第七條第四項、第十一条第二項、前条第一 項、第十九條第四項、第二十条、第二十一 條第一項本文、第三十四條、第三十四條の 二若しくは第三十六條第一項若しくは第二 項の規定若しくは改正法附則第十六條第一 項、第十七條第一項、第三項若しくは第六 項、第十八條第一項若しくは第四項、第二 十條第三項、第二十五條の二第一項若しく は第二十五條の三第一項の規定又はこれら の規定	新電気事業法第二条の二の登録 第一項又は第二項
第十五條第 五項	第三条第一項の許可 前各項	登録
第十六條第 八條第一項の許可 一項	許可	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八條 第一項の許可であつて供給区域の増加に係 るもの
	同条第七項において準用する第七條第一項 において、その増加する供給の相手方たる 一般電気事業者に対し、又はその増加する 供給地点において事業	第七條第一項
		なし小売電気事業者が同条第三項の規定に

第十六条第 三項	供給区域	より指定した期間内にその増加する指定旧 供給区域内において特定小売供給 指定旧供給区域
第十六条第 五項	一般電気事業を 前各項	特定小売供給を 第一項又は第三項
第十九条の 見出し	供給約款等	特定小売供給約款
第十九条第 三項	第一項後段	改正法附則第十八条第一項後段
第十九条第 四項及び第 五項	供給約款 又は第七項	特定小売供給約款 の規定又は改正法附則第十八条第四項
第二十條の 見出し	供給約款等	特定小売供給約款
第二十條	第十九条第一項	改正法附則第十八条第一項
	供給約款の 同条第四項若しくは第七項	特定小売供給約款の 第十八条第四項の規定若しくは改正法附則 第十八条第四項
	、若しくは 、第十九条第十二項の規定により選択約款 の届出をしたとき、又は前条第一項の規定 により最終保障約款の届出をしたときは、 その供給約款、選択約款又は最終保障約款	、又は 、その特定小売供給約款
第二十一條 の見出し	供給約款等	特定小売供給約款
第二十一條 第一項	第十九条第一項	改正法附則第十八条第一項
	供給約款（同条第四項又は第七項 又は第十九条第十二項の規定による届出を した選択約款以外 一般の需要（特定規模需要を除く。） 振替供給を行うとき、及びその供給約款又 は選択約款 は選択約款等	特定需要（改正法附則第十六条第一項に規 定する特定需要をいう。） その特定小売供給約款
第二十三條 の見出し	供給約款等	特定小売供給約款
第二十三條 第一項	第十九条第一項	改正法附則第十八条第一項
	供給約款	特定小売供給約款

第二十三條 第三項	同条第四項又は第七項 前二項の規定	第十九条第四項の規定又は改正法附則第十 八条第四項 第一項の規定
第三十四條 の二第一項	前二項の期限 申請又は変更の届出 供給約款	同項の期限 申請 特定小売供給約款 特定小売供給
第三十六條 第一項及び 第二項	電気事業の 第一項及び 第二項	特定小売供給の 第十四条第一項
第六十六條 の十第一項 第一号	第三条第一項、第八条第一項、第十四条第 一項、第十七条第一項、第二十五条第一項	
第六十六條 の十第一項 第二号	第八条第六項、第九条第五項（第十三条第 六条の三第五項（同条第八項において準用 する場合を含む。）、第十九条第五項、第十 二条第四項若しくは第十三条の二第二項、 第十三条第一項（第二十四条の二第五項にお いて準用する場合を含む。）若しくは第二 項、第二十四条第二項、第二十四条の二第 三項、第二十四条の三第三項若しくは第五 項、第二十四条の四第四項若しくは第五項、 第二十四条の六第二項（第二十四条の七に おいて準用する場合を含む。）、第二十八條 の四十六第三項、第二十八條の五十一、第 二十九條第六項、第三十條又は第三十五條	第十九条第五項若しくは第二十三条第一項 の規定又は改正法附則第十八条第七項
第六十六條 の十第一項 第三号	第十九条第一項、第二十一条第一項ただ の十四第一項、第二十八条の四十一第三項 又は第二十八條の四十六第一項	又は第二十一条第一項ただし書
第六十六條 の十第一項 第四号	第十五条第二項又は第四項	第十五条第二項
第六十六條 の十第一項 第六号	供給区域	新電気事業法第二条の二の登録 指定旧供給区域
第六十六條 の十第一項 第八号	第二十三条第三項（第二十四条の二第五項 の十第一項において準用する場合を含む。）	第二十三条第三項

第百十條第一項	この法律又はこの法律	第七條第一項若しくは第三項、第十條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第三項、第十九條第五項、第二十一條第一項ただし書、第二十三條第一項若しくは第三項若しくは第三十六條第二項の規定若しくは改正法附則第三十七條第一項、第三項若しくは第五項、第十八條第一項若しくは第七項、第二十條第一項若しくは第四項若しくは第二十五條の二第二項の規定又はこれらの規定
第百十七條第一号	電気事業	特定小売供給
第百十八條第一号	第八條第六項、第九條第五項、第十六條第三項第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九條第五項、第十項若しくは第十三項、第十九條の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項、第二十九條第六項、第三十條、第三十一條第一項若しくは第二項、第五十七條第三項又は第九十二條第二項	第十九條第五項
第百十八條第三号	第二十一條第一項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十四條第四項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第三項又は第二十五條第一項	第二十一條第一項
第百二十條第一号	第八條第七項において準用する場合を含む。）、第十一條第二項、第十六條の二第二項若しくは第三項、第十六條の四第二項、第十九條の二第一項、第二十二條第七項、第二十四條の三第一項、第二十四條の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條の二第一項、第二十八條の三第一項、第二十九條第一項若しくは第三項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第三項、第四十七條第四項若しくは第五項、第五十七條の二第二項又は第七十四條	
第百二十二條第三号	第十六條第一号、第百十七條、第百十七條第二号の二（第四号に係る部分に限る。）、第百十八條、第百十九條又は前条	第百十七條第一号、第百十八條第一号若しくは第三号又は前条第一号若しくは第二号

第百二十二條第二号	第二十四條の五第一項（第二十四條の七に第三十四條第一項	第二百二十四條の五第一項（第二十四條の七に第三十四條第一項
第一項	第二十四條の五第一項（第二十四條の七に第三十四條第一項	第二百二十四條の五第一項（第二十四條の七に第三十四條第一項
（みなし登録特定送配電事業者の供給義務の期限）	（みなし登録特定送配電事業者の供給義務の期限）	（みなし登録特定送配電事業者の供給義務の期限）
第四條	改正法附則第二十三條第一項の政令で定める日は、令和三年三月三十一日とする。	改正法附則第二十三條第一項の政令で定める日は、令和三年三月三十一日とする。
（みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え）	（みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え）	（みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え）
第五條	改正法附則第二十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	改正法附則第二十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第七條の見事業	特別小売供給	特別小売供給
第七條第一項	事業の許可を受けた日から十年（特定電気事業者にあつては、三年）	電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）第三条第一項の許可を受けた日（改正法の施行の日前に旧電気事業法第八條第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から三年
その事業	その特別小売供給（改正法附則第二十三條第一項に規定する特別小売供給をいう。以下同じ。）	その特別小売供給（改正法附則第二十三條第一項に規定する特別小売供給をいう。以下同じ。）
第七條第二項	供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点	旧供給地点（改正法附則第二十三條第一項に規定する旧供給地点をいう。以下同じ。）
第七條第四項	その事業	その特別小売供給
供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点	旧供給地点	旧供給地点
事業	特別小売供給	特別小売供給
事業	特別小売供給	特別小売供給
第十條の見事業	特別小売供給	特別小売供給
第十條第一項	電気事業の	特別小売供給の
及び第二項	特別小売供給	特別小売供給
第十條第三項	改正法附則第二十四條第三項	改正法附則第二十四條第三項
第十一條	特別小売供給	特別小売供給
地位	地位（特別小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）	地位（特別小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）
第十四條の見事業	特別小売供給	特別小売供給
第十四條第一項	特別小売供給	特別小売供給
項及び第三項	特別小売供給	特別小売供給
第十五條の見事業の許可	小売供給の登録	小売供給の登録
出	特別小売供給	特別小売供給
第十五條第一項	特別小売供給	特別小売供給

第二百二十二条第二号	第二百二十四条の五第一項（第二百二十四条の第三十四条第一項七において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十四条の第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項
第二百二十二条第四号	第二百三十四条第二項又は第三十四条の二第三十四条第二項

（報告の徴収）

第六条 改正法附則第二十五条の二第一項の規定により経済産業大臣がみなし小売電気事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、特定小売供給の運営に関する事項及び特定小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

2 改正法附則第二十五条の二第二項の規定により経済産業大臣がみなし登録特定送配電事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、特別小売供給の運営に関する事項及び特別小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

（権限の委任）

第七条 改正法附則第二十五条の十第一項の政令で定める規定は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第十九条第五項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項並びに第三十四条の二第一項の規定、改正法附則第十八条第一項及び第三項並びに第三十九条の規定、改正法附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第二十四条第三項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定並びに改正法附則第二十五条第二項の規定とする。

2 改正法附則第二十五条の十第二項に規定する権限は、電力取引監視等委員会（第四項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 改正法附則第八条第三項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、発電事業の用に供している発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百キロワット以下であり、かつ、その設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものである仮発電事業者に関するものは、当該発電用の電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 次の表の上欄に掲げる改正法附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 改正法附則第二十一条、第二十五条の二第一項及び第二十五条の三第一項の規定に基づく権限	指定旧供給区域を管轄する経済産業局長
二 改正法附則第二十五条の二第二項及び第二十五条の三第二項の規定に基づく権限	旧供給地点を管轄する経済産業局長

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年三月三十一日政令第一三〇号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年一〇月六日政令第三二七号）

この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。